

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始 (道路維持課) 五四五
 岐阜県土地利用基本計画の変更 (都市政策課) 五四六

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 五四七
 政治団体の異動事項の公表 (同) 五四八
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 五四八
 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定取消し (同) 五四九

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 五四九
 基本測量の実施 (用地課) 五五〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

告示

岐阜県告示第四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定年月日ほか)
県道	美濃川辺線	美濃市字鉦尾三三七三番の一地先から同市字同三三八七番の二地先まで	二六〇	平成三二・八・二〇	平成二五・一・七

岐阜県告示第四百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十日

第二千七百七十五号

平成二十二年八月二十日

(金曜日)

平成二十二年八月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
百五十六号		大野郡白川村大字福島字下ノ山八〇番一地从先から同郡同村大字牧字道並一五九番一地从先まで		八〇三・〇	平成三・八・二〇	平成九・二・三 平成三・三・二六

岐阜県告示第四百五十九号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定められた岐阜県土地利用基本計画(昭和五十年岐阜県告示第五百四十九号)を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該関係図書は、岐阜県都市建築部都市政策課及び関係振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月二十日

岐阜県知事 古田 肇

基本計画図の一部を次のように変更する。

変更した地域	変更した地区	変更内容
本巣都市地域	石原、上保、北野、郡府、春近、仏生寺、三橋、三橋一丁目から五丁目まで、長屋の一部、早野の一部、見延の一部	八二二ヘクタールの縮小
本巣市	市町名	変更内容

本巣都市地域	本巣市	浅木、有里、石神、石原、海老、数屋、上高屋、上保、上真桑、輕海、北野、郡府、小柿、国領、七五三、下福島、下真桑、十四条、宗慶、随原、長屋、温井、早野、春近、仏生寺、政田、三橋、三橋一丁目から五丁目まで、見延、屋井、曾井中島、法林寺の一部、文殊の一部、山口の一部	三三六八ヘクタールの拡大
本巣農業地域	本巣市	政田の一部、温井の一部、国領の一部	三六ヘクタールの縮小
本巣農業地域	本巣市	上真桑の一部、下真桑の一部	一三ヘクタールの縮小
大垣農業地域	大垣市	今宿二丁目及び三丁目、今宿四丁目、今宿四丁目から六丁目まで、加賀野三丁目及び五丁目、加賀野四丁目、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、中ノ江一丁目及び二丁目、和合本町二丁目、波須二丁目及び三丁目	九六ヘクタールの縮小

選挙管理委員会

岐阜県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

大垣農業地域	大垣市	部、万石三丁目の一部、上面一丁目的一部、東町三丁目及び四丁目の一部	一九ヘクタールの縮小
安八農業地域	安八町	中須の一部及び外野二丁目及び三丁目の一部、外洲三丁目の一部	一〇ヘクタールの縮小
安八農業地域	安八町	中須の一部	四ヘクタールの縮小

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いきいき土岐市をつくる会	籠橋健治	土本幹雄	土岐市駄知町2321 28
加藤ともひろを育てる会	今井良博	加藤大二	加茂郡白川町黒川996 1
岐阜県生コソ協議会	山下義勝	後藤友勝	岐阜市西鶯1 69
角田ひろし育てる会	栗田榮一	栗田榮一	不破郡垂井町栗原673 1
つげ宏一後援会	柘植宏一	柘植宏一	美濃加茂市島町1 6 14
長屋こうせいを育てる会	村瀬勝吾	水木りえ	岐阜市道三町32

(ロ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
鈴木正典後援会	想厨子久芳	想厨子久芳	岐阜市千石町1 12	参議院議員	鈴木正典

合会支部					7月31日			
恩政連岐阜県支部	山田 勝太郎	高橋 留一	岐阜市下奈良 1 6 8	平成22年 7月31日				
岐阜県管設構推進協議会	戸嶋 一博	村橋 義弘	岐阜市折年町 8 7	平成22年 6月28日				
つげ宏一後援会	柘植 宏一	柘植 宏一	美濃加茂市豊町 1 6 14	平成22年 6月15日				
美濃加茂に新しい風の会	柘植 宏一	柘植 宏一	美濃加茂市豊町 1 6 14	平成22年 6月15日				

岐阜県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十二年八月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
医療法人謙清会 老人保健施設ヒューマンライフいの里	岐阜市岩瀬西3丁目45番地

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山と森お援け隊
- 三 代表者の氏名 坂尻 修
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市千鳥町九〇〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に密着しつつ、間伐材・放置材（林地残材）等の利用拡大や間伐の推進を通じた森林の整備に関する事業を行い、広く多数の人々・団体に対して、里山や森林に対する意識の高揚を醸成すると共に、社会全体での森づくりの推進や資源循環型社会の構築及び地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本人材交流再生機構
- 三 代表者の氏名 澤田 幸一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市鉄砲町四二番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、現在社会問題化している自殺・ひきこも

り・家庭内暴力・未婚率増加・失業・孤独死といった小
児から成人に至るまでの人間活動におけるあらゆる問題
に対応するため、自然豊かな国際都市「飛騨高山」を中
心とした各種体験活動やふれあい交流活動、民間レベル
での社会教育の増進を図る活動を行い、「飛騨高山」を
様々な問題を抱えた人々が心の豊かさを学び人生の再ス
タートを切る先進地とするともに、人的交流による過
疎地域再生を行うことを目的とする。

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年八月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土調査基準点測量）

三 作業期間

平成二十二年九月二十八日から

平成二十三年二月二十五日まで

四 作業地域

高山市、関市、飛騨市、下呂市並びに加茂郡富加町及び東白川村

平成二十二年八月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

バイ・アール・テクノセンター